

独立行政法人海技教育機構業務方法書

平成18年4月1日海技教育機構規程第2号
改正 平成19年3月16日海技教育機構規程第57号
改正 平成23年3月31日海技教育機構規程第9号
改正 平成26年3月28日海技教育機構規程第12号
改正 平成27年4月1日海技教育機構規程第5号
改正 平成28年4月1日海技教育機構規程第1号
改正 平成29年3月21日海技教育機構規程第114号
改正 平成31年3月26日海技教育機構規程第29号
改正 令和2年8月7日海技教育機構規程第2号
改正 令和3年4月1日海技教育機構規程第36号
改正 令和3年10月29日海技教育機構規程第6号
改正 令和6年3月26日海技教育機構規程第79号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 海技教育業務
 - 第1節 科の設置（第3条）
 - 第2節 海技士教育科及び技術教育科（第4条－第14条）
 - 第3節 航海訓練科（第15条－第22条の2）
- 第3章 研究業務（第23条）
- 第4章 附帯業務（第24条）
- 第5章 業務の委託（第25条・第26条）
- 第6章 契約の方法（第27条）
- 第7章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合すること、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第28条－第42条）
- 第8章 監事監査（第43条）
- 第9章 役員及び会計監査人の責任の一部免除又は限定（第44条）
- 第10章 雑則（第45条）
- 附則

第1章 総則 （業務の執行）

第1条 独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の業務は、独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令によるほか、この業務方法書の定めるところにより行うものとする。

（業務運営の基本方針）

第2条 機構は、その業務の公共性に鑑み、適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 海技教育業務

第1節 科の設置

(科の設置)

第3条 機構は、法第11条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、海技士教育科及び技術教育科、並びに航海訓練科を置くものとする。

2 科の設置に関する事項は、別に定めるものとする。

第2節 海技士教育科及び技術教育科

(海技士教育科及び技術教育科の目的)

第4条 海技士教育科は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。

以下「職員法」という。）に定める海技士の免許（以下「海技免許」という。）の取得等を図るための教育を行うものとする。

2 技術教育科は、実務能力の向上等を図るための教育を行うものとする。

(課程の設置)

第5条 機構は、海技士教育科に、海技課程及び海技専攻課程を置くものとする。

2 機構は、技術教育科に、船舶運航実務課程及び特別課程を置くものとする。

(課程の目的)

第6条 海技課程は、船員となるに必要な高等普通教育及び専門教育を行うものとする。

2 海技専攻課程は、海技課程等の教育を基礎として船員となるに必要な高度な専門教育を行うとともに、海技免許の資格に応じてそれらに必要な教育を行うものとする。

3 船舶運航実務課程は、海技に関する短期教育、通信による教育及び水先に関する教育を行うものとする。

4 特別課程は、国の施策に基づく講習及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行うものとする。

(コースの設置)

第7条 海技課程に、本科、専修科、航海専科及び乗船実習科を置くものとする。

2 海技専攻課程に、海上技術コース及び海技士コースを置くものとする。

3 船舶運航実務課程に、運航実務コース、海事教育通信コース及び水先コースを置くものとする。

4 特別課程に、船舶保安管理者コース、外航基幹職員養成コース及び国際協力コースを置くものとする。

(コースの目的)

第8条 前条に規定するコースの目的は、次の各号によるものとする。

- 一 本科は、中学校における教育の基礎の上に、船員となるに必要な高等普通教育及び専門教育を行うものとする。
- 二 専修科は、高等学校における教育の基礎の上に、船員となるに必要な専門教育を行うものとする。
- 三 航海専科は、高等学校における教育の基礎の上に、船員となるに必要な主に航海に関する専門教育を行うものとする。
- 四 乗船実習科は、本科を卒業した者で海技免許を受けようとする者に対し、乗船実習を行うものとする。
- 五 海上技術コースは、海技課程等の教育を基礎として船員となるに必要な高度な専門教育を行うものとする。
- 六 海技士コースは、海技免許の資格に応じてそれらに必要な教育を行うものとする。
- 七 運航実務コースは、海技に関する短期教育を行うものとする。
- 八 海事教育通信コースは、通信による教育を行うものとする。
- 九 水先コースは、水先に係る知識及び技能を教授するものとする。
- 十 船舶保安管理者コースは、国際船舶・港湾保安法第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行うものとする。
- 十一 外航基幹職員養成コースは、国の施策に基づき、即戦力として活躍できる能力を身につけた若年日本人船員の養成を行うものとする。
- 十二 国際協力コースは、国の施策に基づき、開発途上国の船員及び船員になろうとする者に対して、運航技術及び機器の操作に対する習熟訓練を行うものとする。

(コースの種類及び修業期間)

第9条 第7条に規定するコースの種類及び修業期間は、次のとおりとする。

コースの種類 修業期間

本科 3年

専修科 2年

航海専科 2年

乗船実習科 6月

海上技術コース（航海） 2年

海上技術コース（機関） 2年

海上技術コース（航海専修） 2年

海上技術コース（機関専修） 2年

海上技術コース（航海専攻） 2年（入学時において、海運会社に雇用されている者（海運会社に雇用される見込みの者（内定者）を含む。）以外の者を対象とするコースにあつては2年6月）

海上技術コース（機関専攻） 2年（入学時において、海運会社に雇用されている者（海運会社に雇用される見込みの者（内定者）を含む。）以外の者を対象とするコースにあつては2年6月）

海技士コース（三級航海） 4月

海技士コース（三級機関） 4月
海技士コース（四級航海） 2. 5月
海技士コース（四級機関） 2. 5月

海技士コース（五級航海） 2. 5月
海技士コース（五級機関） 2. 5月
海技士コース（六級航海） 別に定める
海技士コース（六級航海専修） 3. 5月

2 運航実務コース、海事教育通信コース、水先コース、船舶保安管理者コース、外航基幹職員養成コース及び国際協力コースの種類及び修業期間は、別に定めるものとする。

（入学期）

第10条 第7条に規定するコースの入学期は、別に定めるものとする。

（入学資格）

第11条 第7条に規定するコースの入学資格は、次の各号に定めるものとする。

一 本科

次に掲げる要件に該当する者で、入学試験に合格したもの。

イ 入学する年の4月1日において、年齢満15年以上の者

ロ 中学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは義務教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

二 専修科

次に掲げる要件に該当する者で、入学試験に合格したもの。

イ 入学する年の4月1日において、年齢満18年以上の者

ロ 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

三 航海専科

次に掲げる要件に該当する者で、入学試験に合格したもの。

イ 入学する年の4月1日において、年齢満18年以上の者

ロ 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

四 乗船実習科

海員学校、独立行政法人海員学校本科及び機構の本科を卒業した者（海員学校にあつては、平成5年以降に卒業した者に限る。）で、次に掲げる要件の一に該当するもの。

イ 本科を卒業した後引き続き入学しようとする者

ロ 入学試験に合格した者

五 海上技術コース

次に掲げる要件に該当する者で、入学試験に合格したもの。

イ 航海及び機関 海員学校、独立行政法人海員学校の本科又は機構の海技課程本科卒業した者（海員学校にあつては、平成5年以降に卒業した者に限る。）

ロ 航海専修 海員学校、独立行政法人海員学校の専修科又は機構の海技課程専修科及び航海専科を卒業した者（海員学校にあつては、平成6年以降に卒業した者に限る。）

ハ 機関専修 海員学校、独立行政法人海員学校の専修科又は機構の海技課程専修科を卒業した者（海員学校にあつては、平成6年以降に卒業した者に限る）

二 航海専攻及び機関専攻 大学、高等専門学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等と認められる者

六 海技士コース

次に掲げる者で入学試験に合格したもの。ただし、六級航海及び六級航海専修については、別に定めるものとする。

イ 三級航海 四級海技士（航海）に係る海技免許を受けた者で、卒業時において海技士国家試験（職員法第21条の海技試験をいう。以下同じ。）のうち三級海技士（航海）の受験資格のある者

ロ 三級機関 四級海技士（機関）に係る海技免許を受けた者で、卒業時において海技士国家試験のうち三級海技士（機関）の受験資格のある者

ハ 四級航海 卒業時において海技士国家試験のうち四級海技士（航海）の受験資格のある者

ニ 四級機関 卒業時において海技士国家試験のうち四級海技士（機関）の受験資格のある者

ホ 五級航海 卒業時において海技士国家試験のうち五級海技士（航海）の受験資格のある者

ヘ 五級機関 卒業時において海技士国家試験のうち五級海技士（機関）の受験資格のある者

七 運航実務コース、海事教育通信コース、水先コース、船舶保安管理者コース、外航基幹職員養成コース及び国際協力コースの入学資格は、別に定めるものとする。

（教育内容等）

第12条 機構は、教育内容、教育方法及び入学試験に関する必要な事項について、別に定めるものとする。

（卒業証書等）

第13条 機構は、所定の課程を修了したと認めた生徒及び学生等に、別に定めるところにより卒業証書又は修了証書を授与するものとする。

（授業料等の徴収）

第14条 機構は、別に定めるところにより、生徒及び学生等から授業料、入学検定料、入学料、航海訓練料及び寄宿料を徴収するものとする。

2 授業料等の額及び納付方法等は、別に定めるものとする。

第3節 航海訓練科

(航海訓練科の目的)

第15条 航海訓練科は、機構の生徒・学生に航海訓練を行うものとする。

2 航海訓練科は、航海訓練を委託しようとする機関から機構に入構した者に航海訓練を行うものとする。

3 前二項の規定による必要な事項は、別に定めるものとする。

(航海訓練の受託)

第16条 機構は、航海訓練を委託しようとする機関から航海訓練の委託に関する文書を徴するものとする。

(受託料の收受)

第17条 機構は、航海訓練の委託を受けるときには、別に定めるところにより、受託料を收受するものとする。

(航海訓練課程の設置)

第18条 機構は、航海訓練科に、航海訓練課程（航海）及び航海訓練課程（機関）を置くものとする。

(航海訓練課程の目的)

第19条 航海訓練課程（航海）においては、職員法第5条第1項第1号に定める資格を取得するために必要な知識及び技能を習得させるものとする。

2 航海訓練課程（機関）においては、職員法第5条第1項第2号に定める資格を取得するために必要な知識及び技能を習得させるものとする。

3 前二項の航海訓練課程に必要な事項は、別に定めるものとする。

(航海訓練期間)

第20条 機構は航海訓練を受ける者（以下「実習生」という。）に対し行う航海訓練の期間を、次の各号に定めるとおりとする。

一 職員法第5条第1項第1号ハに規定する三級海技士（航海）の資格を取得するための航海訓練期間

海上技術コース（航海） 9月

海上技術コース（航海専修） 6月

海上技術コース（航海専攻） 12月

大学及び高等専門学校 12月

二 同項第2号ハに規定する三級海技士（機関）の資格を取得するための航海訓練期間

海上技術コース（機関） 9月

海上技術コース（機関専修） 6月

海上技術コース（機関専攻） 12月

大学および高等専門学校 12月

三 同項第1号ニに規定する四級海技士（航海）の資格を取得するための航海訓練期間

本科 3月

乗船実習科 6月

専修科 9月

航海専科 6月

四 同項第2号ニに規定する四級海技士（機関）の資格を取得するための航海訓練期間

本科 3月

乗船実習科 6月

専修科 9月

五 同項第1号へに規定する六級海技士（航海）の資格を取得するための航海訓練期間

六級航海専修 2月

六級航海（民間船員教育機関） 1月

2 前項の航海訓練期間以外の航海訓練期間は、必要に応じ別に定めるものとする。

3 前二項の規定による航海訓練期間に必要な事項は、別に定めるものとする。

（修了証書の授与）

第21条 機構は、所定の課程を修了したと認めた実習生に修了証書を授与するものとする。

（乗船履歴の証明）

第22条 機構は、実習生が受けた航海訓練の期間に応じ、乗船履歴の証明を行うことができる。

（実習生厚生費の徴収）

第22条の2 機構は、別に定めるところにより、実習生から実習生厚生費を徴収するものとする。

第3章 研究業務

（研究業務）

第23条 機構は、法第11条第1項第2号の規定に基づき、船舶の運航に関する研究及び練習船を用いた教育に関する研究を行うものとする。

2 前項の研究に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第4章 附帯業務

（附帯業務）

第24条 機構は、法第11条第1項第3号の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

一 船員となるための職業指導

- 二 教育実習生の受入れ
- 三 研修員の受入れ
- 四 国外の船員教育機関等への専門家の派遣
- 五 関係委員会への委員の派遣
- 六 国際会議への参画
- 七 研究成果の普及
- 八 海事思想の普及
- 九 その他機構の業務に附帯する業務

第5章 業務の委託

(業務の委託)

第25条 機構は、業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待される場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第26条 機構は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第6章 契約の方法

(契約の方法)

第27条 機構における契約は、公告して申込みをさせることにより、一般競争に付するものとする。ただし、業務運営上特に必要がある場合その他別に定めがある場合は、指名競争又は随意契約の方法によることができるものとする。

第7章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合すること、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本指針)

第28条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第29条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第30条 機構は、次に掲げる役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- 四 本部・事務所等会議の開催

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第31条 機構は、次に掲げる中期計画等の策定及び評価に関する事項についての規程を整備するものとする。

- 一 中期計画等の策定過程
- 二 中期計画等の進捗管理体制
- 三 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制
- 四 中期計画等の進捗状況の把握
- 五 評価活動の適切な運営に関する事項
- 六 適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第32条 機構は、次に掲げる内部統制の推進に関する事項についての規程を整備するものとする。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 各学校における内部統制推進責任者の指定
- 五 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 六 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 七 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 八 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 九 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 十 研修会の実施
- 十一 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十二 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第33条 機構は、次に掲げるリスク評価と対応に関する事項についての規程を整備するものとする。

- 一 リスクマネジメント委員会の設置
- 二 業務部門ごとの業務フローの明確化
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析

- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 防災業務計画及び業務継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

（情報システムの整備と利用に関する事項）

第34条 機構は、次に掲げる情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。

- 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み（法人掲示板システム等）
 - ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- 二 情報システムの利用に関する事項
 - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第35条 機構は、次に掲げる情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。

- 一 情報セキュリティの確保に関する事項
 - イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
 - ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）
- 二 個人情報保護に関する事項
 - イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
 - ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（内部監査に関する事項）

第36条 機構は、監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第37条 機構は、次に掲げる内部通報及び外部通報に関する事項についての規程を整備するものとする。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第38条 機構は、次に掲げる入札及び契約に関する事項についての規程を整備するものとする。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 五 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第39条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第40条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第41条 機構は、能力に応じた職員の配置、職員の懲戒基準など職員の人事管理に関する規程を整備するものとする。

(研究業務に関する事項)

第42条 機構は、次に掲げる研究業務の評価及び研究業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。

- 一 研究業務の評価に関する事項
 - イ 研究統括部門における研究評価体制の確立
 - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- 二 研究業務における不正防止に関する事項
 - イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
 - ロ 研究費の適正経理
 - ハ 経費執行の内部けん制
 - ニ 論文ねつ造等研究不正の防止

- ホ 研究内容の漏えい防止（知財保護）
- ヘ 研究資金の管理状況把握

第8章 監事監査

（監事及び監事監査に関する事項）

第43条 機構は、次に掲げる監事及び監事監査に関する事項についての規程を整備するものとする。

一 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 補助者に対する監事の指揮命令権
- ハ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施など理事長と意思疎通を確保する体制

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 機構の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

第9章 役員及び会計監査人の責任の一部免除又は限定

（役員及び会計監査人の責任の一部免除又は限定）

第44条 機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第10章 雑則

（その他の業務の方法）

第45条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この業務方法書の施行日において、現に独立行政法人海技大学校の次の課程に在籍する者については、この業務方法書にかかわらず、独立行政法人海技大学校業務方法書によるものとする。

海技士科一級海技士航海科

海技士科一級海技士機関科

海技士科二級海技士航海科

海技士科二級海技士機関科

通信教育科高等科専門課程

通信教育科普通科A課程

通信教育科普通科B課程

附 則 (平成19年3月16日海技教育機構規程第57号)

この業務方法書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年海技教育機構規程第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年海技教育機構規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年以前の入学生については、従前のおりとする。

附 則 (平成27年海技教育機構規程第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年海技教育機構規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年海技教育機構規程第114号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年海技教育機構規程第29号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年海技教育機構規程第2号)

この規程は、令和2年8月7日から施行する。

附 則 (令和2年海技教育機構規程第36号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年海技教育機構規程第6号)

この規程は、令和3年10月29日から施行する。

附 則 (令和5年海技教育機構規程第79号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。